

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話/F 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyoo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2018年(平成30年) September 9 月号

平成30年度全国労働衛生週間説明会のご案内



流鏝馬【仙巖園にて】（鹿児島市）

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま……………1
 平成30年度全国労働衛生週間説明会のご案内……………2
 平成30年度全国労働衛生週間実施要綱について……………3～5
 平成30年度全国労働衛生週間説明会日程について……………5
 労働衛生管理の組織的な取り組み……………6
 脳・心臓疾患及び精神障害等（「過労死」等事案）の
 労災補償状況（平成29年度）について……………7
 働き方改革関連法が成立しました……………8
 第77回（平成30年度）全国産業安全衛生大会
 ただ今、参加者募集中……………8
 過重労働解消のためのセミナーのご案内……………9
 新たな「くるみん」企業が誕生しました！
 ～「くるみん」は子育てサポート企業のしるしです～…10

労務管理あれこれ
 ～年休の未消化に応ずる賞与の加算は違法なのか～…11
 9月は障害者雇用支援月間です。
 障害のある方の雇用にご理解・ご協力を！……………12
 平成30年 業種別死傷災害発生状況（7月末速報値）…12
 治療と職業生活の両立支援のご案内……………13
 労働契約等解説セミナー2018のご案内……………14
 10月は中小企業退職金共済制度の
 「加入促進月間」です！……………15
 腰痛予防対策講習会のご案内……………16～17
 平成30年10月の講習開催のご案内……………18

さくらじま

働き方改革の取組事例で、例えば夜8時に強制的に消灯する、パソコンをオフにするなど、物理的に仕事をできなくする方法を目にする。パソコンオフは、某自治体でも取り入れたようだ。

そして、最初は社員も戸惑ったが、だんだん、強制終業の時刻に向けて、自ら仕事に優先順位とメリハリを付けて効率よく働くようになったと評価する内容も多い。

私の小学2年の息子は、宿題をいつまで経ってもやらず、やっとやり始めたかと思ったらすぐにほかごととして、なかなか終わらない。夜11時過ぎまでかかることもしばしば。そんな日は、眠気との戦いで、時間が経つにつれて余計にスピー

ドも落ちる悪循環にはまっている。

今こそ、仕事で見つけた事例を家庭にも当てはめてみよう。夜9時30分消灯を厳守し、宿題が終わっていても寝てもらうことにした。

消灯制度開始から2か月。少しずつ、消灯時刻に向けて、自分で考えて宿題をさっさと終わらせるように・・・なることはなく、未だ、状況は改善の兆しなし。

しかも、その間、熱戦続きのサッカーW杯も相まって、消灯時刻厳守を、親が率先して破ることに。

改革は、簡単ではない。かと言って、今のままではいけない。本人の意識が変わるまで、トライ＆エラーを繰り返し、取り組み続けるしかない。

全国労働衛生週間説明会のご案内（お知らせ）

（公社）鹿児島県労働基準協会

事業者、安全衛生担当者 様

10月1日から7日までの間、平成30年度全国労働衛生週間が始まります。

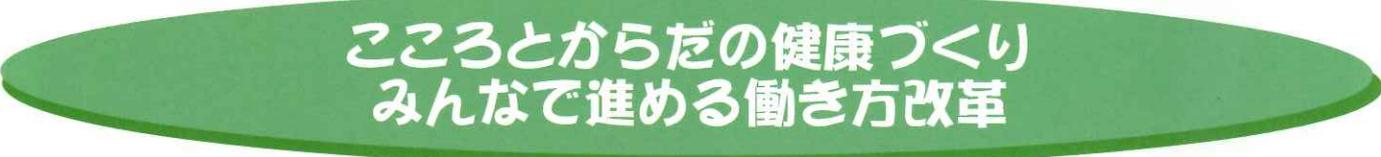
当協会では、準備期間中に各地（5ページ日程表参照）で説明会を開催し、鹿児島県における労働衛生の現況、関係統計の情報をお知らせし、労働衛生水準の向上を図ることとしています。

多数の参加をお待ちしています。

なお、周知用の用品（ポスター等）販売も致しますので問い合わせ下さい。

説明会・用品等の問合せ先 最寄りの支部へご連絡願います。

◇鹿児島支部	電話 099-226-7427	FAX 099-226-7429
◇川内支部	電話 0996-25-1377	FAX 0996-41-3936
◇鹿屋支部	電話 0994-40-9055	FAX 0994-40-9056
◇加治木支部	電話 0995-63-1030	FAX 0995-63-1030
◇加世田支部	電話 0993-58-2183	FAX 0993-58-2184
◇志布志支部	電話 099-472-4877	FAX 099-472-4833
◇大島支部	電話 0997-53-5487	FAX 0997-53-6270
◇種子島支部	電話 0997-22-2736	FAX 0997-22-2731



安全衛生スタッフ、産業界、産業保健スタッフ、人事労務担当の皆さま必見！

第69回 全国労働衛生週間

2018年 8月1日より販売開始！

本週間 2018/10/1~7 準備期間 2018/9/1~30 主催：厚生労働省 中央労働災害防止協会

こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革

中央労働災害防止協会では全国労働衛生週間に向け、安全衛生教育用の図画、啓発用のポスター・のぼり・小冊子などを各種取り揃えました。ぜひ、ご活用いただきたくご案内申し上げます。

- スローガン小A・風景 申込No.339 260円
- スローガン小B・動物 申込No.340 260円
- スローガン小C・子供 申込No.341 260円
- 健康づくりD 申込No.342 284円
- スローガン大 申込No.338 308円
- 第69回 全国労働衛生週間 2018 申込No.391 680円
- 準備期間(ヨシダ巻) 申込No.343 260円

準備は万全ですか？ 全国労働衛生週間がはじまります！

第69回 労働衛生週間 スローガンのぼり(布) ポリエステル 4幅にハトメ・ヒモ付

労働衛生週間のぼり(布) 綿 ハトメ・ヒモ付

労働衛生週間のぼり(耐水用紙)

全国労働衛生週間

労働衛生週間準備(布)

労働衛生週間スローガン

労働衛生週間ミニポスターセット

平成30年度 労働衛生のしおり

2018年版 働く人の健康のしるべ

平成30年度全国労働衛生週間

平成30年度全国労働衛生週間実施要綱

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第69回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況についてみると、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている。脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移しており、そのうち死亡又は自殺（未遂を含む。）の件数は200件前後となっている。

また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は56.6%（平成28年労働安全衛生調査（実態調査））にとどまっております。ストレスチェック制度の運用についても、集団分析結果を職場環境の改善に活用している事業場の割合は37.1%である。また、労働者の約3割が、職場において仕事上の不安、悩み又はストレスを相談できる相手がいないと感じている。

この他、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく一般健康診断における有所見率は5割を超え、年々増加を続けている。

労働力の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増えることが予想される。一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならない、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

化学物質に関しては、芳香族アミン取扱事業場における膀胱がん事案や吸入性有機粉じんによる肺疾患事案など従来は把握されていなかった重篤な健康障害が発生しているほか、危険性又は有害性等を有する化学物質についてラベル表示や安全データシート（SDS）の交付を行っている譲渡・提供製造者の割合は、それぞれ60.0%、51.6%（平成28年労働安全衛生調査（実態調査）特別集計）にとどまっている状況が認められる。加えて、石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物は、耐用年数から推計すると、2030年頃にその解体棟数がピークを迎えるとされている。

このような状況を踏まえ、第13次労働災害防止計画の初年度における取組として、労働者の健康確保対策については、「働き方改革実行計画」（平成29年3月働き方改革実現会議決定）等を踏まえ、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談を労働者が安心して受けられる環境整備を促進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の普及を図ることとしている。

また、引き続き、「『過労死等ゼロ』緊急対策」に沿って、企業におけるメンタルヘルス対策の取組の実施を強力に推奨することとしている。

また、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援については、「働き方改革実行計画」に基づき、企業の意識改革や企業と医療機関の連携強化、治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みの整備等に着実に取り組むこととしている。

さらに、化学物質対策については、第13次労働災害防止計画の目標達成に向けて、ラベル表示・安全データシート（SDS）の交付・入手の徹底に引き続き取り組むとともに、リスクアセスメントの確実な実施や石綿ばく露防止対策のさらなる強化等に取り組むこととしている。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. スローガン

「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」

3. 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4. 主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会

5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7. 実施者 各事業場

8. 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項
 - 下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。
 - ア 重点事項
 - (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の

- 調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 改正労働安全衛生規則（平成29年6月1日施行）に基づく、長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底
- d 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底
- e 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- f 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルスカへの積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルスカ対策に関する支援の活用
- (ウ) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号）に基づき、以下の事業場の環境整備を進める。
- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化
- d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- e 治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- 「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとした一定の危険・有害な化学物質（SDS交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの着実な実施等の以下の取組を実施する。
- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
- b SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進
- c ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
- d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえたばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- e 皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- f 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- g その他、有害業務に応じたばく露防止対策の徹底
- (a) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気等の徹底
- (b) 有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- a 労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
- (a) 労働者が就業する建築物における石綿建材の使用状況の把握
- (b) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (c) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
- b 石綿にはばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等で臨時で就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止
- (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有煙突断熱材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者への聞き取り等の実施
- (b) 労働者が石綿にはばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- c 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
- (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
- (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具の着用等
- (カ) その他の重点事項
- a 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- 腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）に基づく以下の対策の実施
- (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
- (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
- (c) 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
- (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- b 職場における受動喫煙防止対策の推進
- (a) 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
- (b) 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- (c) 支援制度（専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- c 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく以下の熱中症予防対策の徹底
- (a) WBGT値（暑さ指数）の正確な把握と、基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
- (b) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
- (c) 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
- (d) 救急措置の事前の確認と実施
- イ 労働衛生3管理の推進等
- (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善

- b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進
 - a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ) 作業管理の推進
 - a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ) 健康管理の推進

「職場の健康診断実施強化月間」（9月1日～9月30日）として、以下の事項を重点的に実施

 - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (オ) 労働衛生教育の推進
 - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ) 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- (ク) 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進
- ウ 作業の特性に応じた事項
 - (ア) 粉じん障害防止対策の徹底
 - a 第9次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（9月1日～9月30日）としての次の事項を重点とした取組の推進
 - (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (d) じん肺健康診断の着実な実施
 - (e) 離職後の健康管理の推進
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
 - (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底
 - (ウ) 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- (エ) 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
 - (a) VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- (カ) 石綿障害予防対策の徹底
 - a 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
 - b 石綿製品の全面禁止の徹底
 - c 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物

- 等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
- d 離職後の健康管理の推進
- (キ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- エ 東日本大震災及び平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

東日本大震災に関しては(ア)～(ウ)の取組、平成28年熊本地震に関しては(ア)の取組を実施する。

 - (ア) 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
 - (イ) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
 - (ウ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について（平成24年8月10日付け基発0810第1号）」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

第69回全国労働衛生週間説明会 日程表

	日 時	会 場	所在地	
鹿 児 島 署 管 内	9月6日(木) 13時30分～	枕崎市市民会館	枕崎市千代田町	
	9月7日(金) 13時30分～	南さつま市総合保健福祉センター ふれあいかせだ いにしへホール	南さつま市加世田川畑	
	9月11日(火) 13時30分～	指宿市民会館	指宿市東方	
	9月13日(木) 13時30分～	ホテルアクアくしきの (旧シーサイドガーデンさのさ)	いちき串木野市長崎町	
	9月14日(金) 13時30分～	鹿児島県歴史資料センター黎明館	鹿児島市城山町	
	9月20日(木) 13時30分～	鹿児島総合卸商業団地協同組合	鹿児島市卸本町	
	9月25日(火) 13時30分～	種子島建設会館	西之表市鴨女町	
	9月26日(水) 10時00分～	屋久島環境文化村センター	屋久島町宮之浦	
	川 内 署 管 内	9月12日(水) 13時30分～	薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市天辰町
		9月13日(木) 14時00分～	出水市中央公民館	出水市文化町
鹿 屋 署 管 内	9月13日(木) 14時00分～	鹿屋市中央公民館	鹿屋市北田町	
	9月21日(金) 13時30分～	志布志市文化会館	志布志市志布志町	
加 治 木 署 管 内	9月19日(水) 14時00分～	始良市文化会館 加音ホール	始良市加治木町木田	
	9月20日(木) 14時00分～	伊佐市文化会館	伊佐市大口鳥巢	
名 瀬 署 管 内	9月6日(木) 13時30分～	喜界町中央公民館	大島郡喜界町赤連	
	9月11日(火) 13時30分～	和泊町商工会館	大島郡和泊町和泊	
	9月12日(水) 15時30分～	与論町中央公民館	大島郡与論町茶花	
	9月14日(金) 10時00分～	奄美振興会館（奄美文化センター）	奄美市名瀬長浜町	
	9月19日(水) 13時30分～	徳之島建設会館	大島郡徳之島町亀津	
	9月21日(金) 13時30分～	瀬戸内建設会館	大島郡瀬戸内町古仁屋	

労働衛生管理の組織的な取り組み

鹿児島産業保健総合支援センター産業保健相談員 黒沢 郁夫

■私たちは多くの時間を仕事の間で過ごします。有害業務に従事する職場では、労働衛生管理が不十分な場合、時には健康を阻害することがあります。

■労働衛生管理を行う目的は、人命尊重、経営経済の向上、社会的信用の確立にあります。仮にも労働災害発生でこれらに影響を与えることはあってはなりません。

■そのために労働衛生管理は組織的に取り組むことが不可欠です。事業者及び現場責任者、衛生管理者、安全衛生推進者等がそれぞれの職務を遂行することが労働衛生管理の基本です。衛生管理者、安全衛生推進者の有資格者が形式的に選任されているだけで、実践に結びつかなければ、真の労働衛生管理は望めません。

■労働衛生管理は作業環境管理、作業管理、健康管理の3管理が中心になって実施されます。実践は労働衛生の要点を把握している有資格者が中心となって、現場責任者等の協力の下で組織的に労働衛生管理が行われるべきものです。これらの有資格者は、事業者から労働衛生管理に関する権限の委譲を受けているので、年齢差、先輩・後輩に躊躇することなく職務を遂行すべきです。

■さて、3管理の中の作業環境管理についてですが、作業環境管理とは、作業環境中の有害要因を工学的な対策によって除去し、良好な作業環境を得るための管理となっています。この工学的対策とは密閉設備、局所排気装置、プッシュプル排気装置、全体換気装置等の設置が該当します。いずれも有害物に起因する健康障害を防止するための装置です。特別規則（有機則、特化則、鉛則等）ではこれらの設置が義務付けられていますが、特別規則以外の化学物質についても努力義務として検討する必要があります。特に手作業が多い有害業務では、局所排気装置等が環境改善に有効な手段となっています。

■次に作業管理ですが、作業管理とは、職場における労働者の健康を保持増進するために作業自体を管理して、作業のやり方を適切に保ち、労働環境の悪化と労働者への影響を少なくするものとなっています。ここで作業自体の管理の一つ目は適切な作業手順を必ず守ること

です。仮に自分勝手な作業をしている人を見逃すと、それが見本となって職場内の作業手順遵守は難しくなります。二つ目は作業内容に合った適切な保護具を着用することです。この場合、保護具着用は自分自身の健康障害防止のためと本人が理解し、納得することが大切です。本人の自覚が強ければマスク未着用は避けられます。

■最後に健康管理ですが、健康診断の実施とその結果に基づく措置と、健康状態に悪い影響を与える有害因子を解明し、作業方法、作業環境の改善に結びつけることとなっています。例えば有機溶剤（トルエン）業務従事者に対する特殊健康診断で尿中の馬尿酸の測定があります。異常値の場合は原因が現場にあるので作業環境管理、作業管理に潜む問題点を究明します。原因の一つとして作業手順通りにしていないことが明らかになったりします。

■以上の通り労働衛生管理は3管理が中心に展開されていますが、加えて労働衛生教育管理や総合管理（体制、職場巡視、リスクアセスメント等）を含めて5管理として事実上取り組みが行われています。

■職場巡視でパート従業員が、洗浄作業の洗浄液がメタノール（有機溶剤）であることを知らずに作業をしている例がありました。この場合は、事前にパート従業員も含めて労働衛生教育を行うことが法的に義務付けられていますので、全員に徹底すべきです。教育をする際には、化学物質の危険有害性等が記載された、安全データシート（SDS）が化学物質の購入時に交付されることになっていますので、この情報源を活用して質のある教育を行うことができます。

■平成26年に労働安全衛生法の改正により化学物質のリスクアセスメント制度が導入され、労働衛生管理が向上されています。労働衛生管理目的の原点に戻り、事業所として5管理を含めて必要な事項が組織的に着実に遂行され、健康障害防止が継続されることを願っております。

脳・心臓疾患及び精神障害等（「過労死」等事案）の 労災補償状況（平成29年度）について

鹿児島労働局労災補償課

(1) 脳血管疾患及び虚血性心疾患の労災補償状況

		平成27年度	平成28年度	平成28年度
全 国	請求件数	795	825	840
	決定件数	671	680	664
	うち支給決定件数	251	260	253
鹿児島	請求件数	8	8	7
	決定件数	4	3	7
	うち支給決定件数	1	1	3

※ 決定件数は当該年度以前に請求されたものを含みます。

- ① 全国の請求件数は840件で前年度に比べ15件増加しており、鹿児島の請求件数は7件で前年度に比べ1件減少している。
- ② 業種別（全国）では、請求件数は「運輸業、郵便業」（188件）、「卸売業、小売業」（115件）、「建設業」（112件）の順に多く、認定件数は「運輸業、郵便業」（99件）、「卸売業、小売業」（35件）、「宿泊業、飲食サービス業」（28件）の順に多い。
- ③ 職種別（全国）では、請求件数は「輸送・機械運転従事者」（169件）、「専門的・技術的職業従事者」と「販売従事者」（98件）の順に多く、認定件数は「輸送・機械運転従事者」（89件）、「サービス職業従事者」（36件）、「販売従事者」（29件）の順に多い。
- ④ 年齢別（全国）では、請求件数は「50～59歳」（290件）、「60歳以上」（239件）、「40～49歳」（230件）の順に多く、認定件数は「40～49歳」と「50～59歳」（97件）、「60歳以上」（32件）の順に多い。

(2) 精神障害等の労災補償状況

		平成27年度	平成28年度	平成28年度
全 国	請求件数	1515 (199)	1586 (198)	1732 (221)
	決定件数	1306 (205)	1355 (176)	1545 (208)
	うち支給決定件数	472 (93)	498 (84)	506 (98)
鹿児島	請求件数	10 (3)	7 (3)	11 (4)
	決定件数	9 (1)	7 (4)	9 (4)
	うち支給決定件数	4 (0)	0 (0)	5 (3)

※ 各欄（ ）は自殺者数で内数

※ 認定件数は当該年度以前に請求されたものを含みます。

- ① 全国の請求件数は1,732件で前年度に比べ146件増加しており、鹿児島の請求件数は11件で前年度に比べ4件増加している。
- ② 業種別（全国）では、請求件数は「医療、福祉」（313件）、「製造業」（308件）、「卸売業、小売業」（232件）の順に多く、認定件数は「製造業」（87件）、「医療、福祉」（82件）、「卸売業、小売業」（65件）の順に多い。
- ③ 職種別（全国）では、請求件数は「専門的・技術的職業従事者」（429件）、「事務従事者」（329件）、「販売従事者」（225件）の順に多く、認定件数は「専門的・技術的職業従事者」（130件）、「サービス職業従事者」（70件）、「事務従事者」（66件）の順に多い。
- ④ 年齢別（全国）では、請求件数は「40～49歳」（522件）、「30～39歳」（446件）、「20～29歳」（363件）、認定件数は「40～49歳」（158件）、「30～39歳」（131件）、「20～29歳」（114件）の順に多い。
- ⑤ 出来事別の認定件数（全国）は、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（88件）、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（64件）の順に多い。

働き方改革関連法が成立しました

働き過ぎを防止し健康で働き続けること、それぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択すること、非正規雇用など雇用形態にかかわらず公正な待遇を確保することなどを実現するための働き方改革関連法が、6月29日に成立し、7月6日に公布されました。

健康で働き続けるために

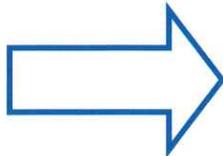
- 時間外労働の上限規制の創設
月45時間、年360時間を基本とし、年720時間以内、単月100時間未満（休日労働含む）など
大企業：2019年4月1日施行
中小企業：2020年4月1日施行
- 中小企業への月60時間超の時間外労働の割増賃金率50%適用
2023年4月1日施行
- 年5日の年次有給休暇の付与義務
2019年4月1日施行など

公正な待遇を確保するために

- 不合理な待遇差の解消
短時間・有期雇用労働者・派遣労働者と正規雇用労働者との不合理な待遇差の解消
- 待遇に関する説明義務の強化
短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者と正規雇用労働者との待遇差の内容・理由などの説明を義務化
2020年4月1日施行
(労働契約法、パート法の中小企業への適用は2021年4月1日)

・鹿児島労働局労働基準部監督課（099-223-8277）

- ・鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）
- ・派遣労働者に関することは職業安定部需給調整事業室（099-803-7111）



*改正法の詳細は厚生労働省 HP 『働き方改革』の実現に向けて』をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

*各種助成金の活用、働き方改革事例など改正法への対応にお困りの場合は鹿児島県働き方改革推進支援センター（099-257-4823）まで御相談ください。

第77回(平成30年度)全国産業安全衛生大会 ただ今、参加者募集中

(公社)鹿児島県労働基準協会

今年の全国産業安全衛生大会は、今年度が第13次労働災害防止計画（5ヵ年計画）の初年度であることから、テーマを「安全・健康の決意新たに トップの率先 現場の改善」とし、25年ぶりに神奈川県横浜市で開催されます。

総合集会のほか、14の分科会において、約270題の講演及び事例発表等が予定されています。

事業者、安全衛生スタッフの方等の多数の参加をお待ちしております。

開催期日 平成30年10月17日（水）～10月19日（金）
会場 横浜アリーナ（横浜市）ほか横浜市内会場
申し込み方法 まずは、ご連絡下さい。大会案内書を送付致します。
〇〇〇 問い合わせ・申し込み先 〇〇〇
(公社)鹿児島県労働基準協会
〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16
電話 099-226-3621 FAX 099-226-3622
申込方法 大会参加申込書に必要事項を記入し、当協会までFAX、郵送又はご持参下さい。
申込切日 10月10日（水）必着です

安全・健康の決意新たに
トップの率先 現場の改善

2018 横浜 YOKOHAMA

第77回 全国産業安全衛生大会

開催期間 平成30年 10月17日(水) → 10月19日(金)

会場 総合集会 10月17日 / 分科会 10月18日、19日
横浜アリーナ パシフィコ横浜ほか横浜市内各会場

参加費：12,900円(税込) 緑十字展2018 一部は緑十字展2018会場へ → 10月17日 → 19日 → パシフィコ横浜 入場無料

10/17 (横浜アリーナ) 【日本の未来—働き方改革、高齢化、技術革新】
特別講演 伊藤 元重 氏
10/18 (パシフィコ横浜) 【わが野球人生】
スペシャルトーク 中畑 清 氏
10/18 (横浜アリーナ) 【ひんちゃんウォーキング】
特別プログラム デューク 更家 氏

JISHA 中災防 中災防安全衛生協会 職業衛生 イベント事務局
TEL: 03-3452-8402 <http://www.jisha.or.jp/>

平成30年度 厚生労働省委託事業
過重労働解消のためのセミナー

**9月より全国47
 都道府県で開催!**



働き方を見直して人手不足解消と生産性向上を目指しませんか？

働きがい得られ、働きやすい職場づくり

そんな職場づくりの実現には、過重労働の解消を図ることが重要です。ぜひご参加ください。



受講対象者 事業主の方、企業の人事労務担当者・管理者、総務の方など

セミナー開始時間 14時00分～16時30分 13時30分より受付開始いたします

セミナー内容 過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例紹介など
 テキストに掲載されていない具体的な取組例もご紹介いたします

- 「過重労働」の現状と企業経営に与える影響
- 対策に必要な「関連法令」
- 防止のための事業主等に求められる措置
- 職場のパワーハラスメント対策
- 知っておくべき労働時間等に関する基準
- 陥りがちな違法行為
- ストレスチェック制度とは
- 実施すべき取組と防止対策の具体例 など

申込方法 ●本紙裏面のFAX申込書
FAX:03-5913-6409

受付後(約5営業日)メールで受講票を送付いたします。
 ※受講日の5～6日前にお申込みの方は、会場にて氏名確認で受講できます。

●専用webサイトへ

LEC 過重労働解消 **検索**

※お預かりした個人情報等は本事業に係るご連絡にのみ使用します。
 無断で第三者に提供することはありません。



QRコードからも
 ご覧いただけます

お問い合わせは 委託運営: **LEC東京リーガルマインド** 過重労働解消のためのセミナー事業事務局 担当 芦立・小田
 〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル TEL:03-5913-6085(平日9時～17時) FAX:03-5913-6409

過重労働解消の取組事例紹介!

参加費無料 定員約100名(事前予約制・先着順)

*鹿児島県での開催は次のとおりです。

日時 平成30年11月15日(木) 14時～16時30分
 場所 宝山ホール(第3会議室)
 鹿児島市山下町5-3

「過重労働解消のためのセミナー」参加申込書

※送信面(表裏)を必ずご確認のうえお送りください

FAX 03-5913-6409

電話番号は表面

参加希望日	月 日	会場名				
フリガナ	※複数のお申込は、複写をとって別々にファックス		フリガナ			
氏名	企業・団体名		参加希望人数	名		
業種	企業規模		10名未満	10～100名	101～200名	300名以上
TEL	-	-	※いずれかを○で囲む			
FAX	-	-	e-mail:@.....			

新たな「くるみん」企業が誕生しました！

--- 「くるみん」は子育てサポート企業のしるしです ---

鹿児島労働局雇用環境・均等室

次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、子育てサポート企業として認定（くるみん認定）を受けることができます。

このたび、鹿児島労働局は、次のとおり認定を行いました。

〈平成30年6月12日認定〉

鹿児島信用金庫（鹿児島市） <認定4回目>

社会福祉法人敬天会（始良市） <認定1回目>



（右から1番目、2番目）
鹿児島信用金庫様、小林労働局長



（右から1番目、2番目、3番目）
社会福祉法人敬天会様、小林労働局長

鹿児島信用金庫は、信用金庫としては九州初の4回目の認定となります。
社会福祉法人敬天会は、障害者支援施設としては県内初の認定となります。
認定を受けた企業の取組は、鹿児島労働局ホームページに掲載しています。

鹿児島労働局管内のくるみん認定企業は34社になりました。

鹿児島労働局では、優秀な労働者の採用・定着のため、また、労働者のモチベーション向上のため、事業主の皆様にくるみんの取得をおすすめしています。

くるみんマーク・プラチナくるみんマークとは、

子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）が企業に対して行う認定です。

企業が次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けることができます。

また、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合、優良な「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

鹿児島労働局雇用環境・均等室 099-223-8239

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

年休の未消化に應ずる賞与の加算は違法なのか

(Q) 当社では賞与計算の際、年次有給休暇の未消化日数に応じて一定率で賞与の額を加算するシステムを検討しています。

年休を金銭で買い上げることは違法だと聞いていますが、当社のようなシステムもやはり違法とされるのでしょうか。また、法律では直接年休の買上げを禁止する規定はないように思うのですが、買上げが違法とされる根拠はどこにあるのですか。

取得者に対する不利益扱いで違法に

(A) 賞与とは、労働基準法では「定期又は臨時に、原則として労働者の勤務成績に応じて支給されるものであって、その支給額が予め確定されていないものをいうこと。定期的に支給されかつその支給額が確定しているものは、名称の如何にかかわらず、これを賞与とみなさないこと」（昭22・9・13 発基第17号）と解釈されています。

このように、賞与とは一般的にいつて会社の業績や労働者の勤務成績に応じて支給されるのが原則ですから、金額についても別段の定めはなく、業績によって多く支給しても、また少なく支給しても法律上問題はありませんが、支給しないとしても構いません。すなわち、支給基準や支給額、支給方法、支給期日、支給対象者などは、原則として当事者間で自由に定め得る性質のものであるということになります。

しかし、いくら当事者間で自由に定め得る性質のものであるといっても、労働基準法が労働者に権利として保障する年次有給休暇を取得しないことを勤務成績として評価することは、年次有給休暇を取得した者に対する不利益取り扱いを禁ずる労働基準法附則第136条が定める「使用者は、第39条第1項から第3項までの規定による有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない」と

する規定に違反することになり、許されません。

また、一方では年次有給休暇の買上げの問題があります。

年次有給休暇については、労働基準法第39条で、使用者は一定の条件の下に有給休暇を付与しなければならない旨が定められています。有給休暇を付与するということは、法本来の取得方法により取得し得る状態になっていなければならないわけで、たとえば付与した休暇を金銭で買い取るということでは、実質的に休暇を付与したことにはなりません。したがって、年次有給休暇の買上げは、使用者は労働者に対して有給休暇を与えなければならない、とする同条に違反することになります。

行政解釈でも、「年次有給休暇の買上げの予約をし、これに基づいて法第39条の規定により請求し得る年次有給休暇日数を減じないし請求された日数を与えないことは、法第39条違反である」（昭30・11・30 基収第4718号）と明確にしています。

ご質問の場合は、直接有給休暇を買い取っているというわけではないかも知れませんが、未消化の休暇日数に応じて一定率の賞与加算を行うということですから、休暇の取得を抑制することは間違いなく、加算の程度によっては買上げとまったく同様の効果をもつものといえるでしょう。

ただし、法定の日数を超えた有給休暇についてはこの限りではなく、「本条が定める法定日数を超えて与えられている有給休暇日数部分については、買上げをしても本条違反とはならない」（昭23・3・31 基発第513号、昭23・10・15 基収第3650号）とする解釈例規があります。

また、労働者が退職や時効（2年）などの理由で休暇が消滅するような場合に、残日数に応じて調整的に金銭を支給することは休暇の買上げとは異なり、必ずしも同条違反とはされません。

ご質問の場合は、買上げにあたるか否かにかかわらず、法附則第136条に規定する年次有給休暇を取得した者に対する不利益取り扱いにあたりますから、実施は許されないということになります。

9月は障害者雇用支援月間です。障害のある方の雇用にご理解・ご協力を！

鹿児島労働局職業対策課

障害者の雇用の促進と安定を図るためには、障害者自身の職業的自立への努力に加えて、国民一般、特に事業主の理解と協力が不可欠であり、関係者が一体となって雇用対策に努めることが重要です。このため9月を「障害者雇用支援月間」と定め、障害者雇用支援運動を積極的に展開することとしています。

- 障害者就職面接会
日時 平成30年9月27日（木）午後1時～4時
場所 鹿児島サンロイヤルホテル（鹿児島市与次郎）
問合せ先 ハローワーク鹿児島（電話 099-250-6071）
日時 平成30年9月21日（金）午後1時30分～4時
場所 ホテルさつき苑（鹿屋市西原）
問合せ先 ハローワーク鹿屋（電話 0994-42-4135）
ハローワーク大隅（電話 099-482-1265）

- 障害者雇用・支援激励大会
*平成30年9月11日（火）午後1時30分～ 鹿児島市民文化ホール

また、鹿児島労働局では、職場内で精神障害者等の支援員になっていただく、[精神・発達障害者しごとサポーター養成講座]も開設しています。
【鹿児島会場】平成30年9月14日（金）[ポリテクセンター鹿児島]
【始良市会場】平成30年9月4日（火）[始良市公民館]
お問い合わせは、鹿児島労働局職業対策課 電話099-219-8712 まで

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

- 【平成30年6月分】
県内有効求人倍率 1.29倍（前月比0.02P増）
全国有効求人倍率 1.62倍（前月比0.02P増）
県内正社員有効求人倍率 0.90倍（前年同月比0.12P増）
全国正社員有効求人倍率 1.08倍（前年同月比0.13P増）

※ 鹿児島県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、平成30年6月の県内有効求人倍率（季節調整値）が過去最高となり、26か月連続で1倍台となるなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善していますが、産業によって求人増減にばらつきがみられます。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【トライアル雇用助成金】

●障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース
「障害者トライアル雇用」は、障害者を試行的に雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。
この制度のご利用に当たっては助成金の支給対象となり、平成30年4月から、その助成金のうち精神障害者の試行雇用に対する助成内容を拡充しました。
また、精神障害者や発達障害者で、初めは週20時間以上の就業時間での勤務が難しい方を雇用する場合、週10～20時間の勤務から開始し、試行雇用期間中に週20時間以上を目指す「障害者短時間トライアル雇用」の制度があり、ご利用に当たっては助成金が支給されます。
ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

平成30年 業種別死傷災害発生状況（平成30年7月分速報版）

鹿児島労働局

Table with columns: 業種, 平成30年 死傷者数, 平成30年 死亡者数, 平成29年 死傷者数, 平成29年 死亡者数, 増減数 死傷者数, 増減数 死亡者数. Rows include 全産業, 1 製造業, 2 鉱業, 3 建設業, 4 運輸交通業, 5 貨物取扱業, 6 農林業, 7 畜産・水産業, 8 商業, 9 金融・広告業, 11 通信業, 12 教育・研究業, 13 保健衛生業, 14 接客娯楽業, 15 映画・演劇業, 16 清掃・と畜業, 17 官公署, 18 陸上貨物運送事業, 19 第三次産業.

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



「病気になっても働き続けたい。」
そんな働く人の気持ちを応援したい。

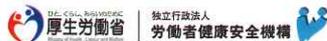


今、知って欲しい。

治療と職業生活の 両立支援

近年、治療技術のめざましい進歩や、働く人を取り巻く環境の変化により、病気になっても仕事を辞めず働き続けることができるようになってきました。今後、職場においても労働力の高齢化が見込まれる中、病気を抱えた従業員が、治療を受けながら働く場面に直面することが増えると考えられます。従業員が安心して治療を受けながら働き続けるために、会社として準備できることは何でしょうか。

本リーフレットで、一緒に考えてみませんか？



治療と職業生活の両立支援とは

どうして両立支援が必要なの？

なぜ、今、「治療と職業生活の両立支援」が必要とされているのでしょうか。医療の変化や働く人の気持ちなど、3つのポイントに分けて具体的に説明します。

POINT 1 治療技術の進歩により、「不治の病」は「長く付き合う病気」に。

現在、日本人の2人に1人が、生涯のうち一度はがんになると言われています。右のグラフは、がんと診断されてから5年後に生存している割合を平成5～8年と平成18～20年で比較したものです。生存率が、過去と比べて62.1%にアップしていることから、がんは「長く付き合う病気」になってきたと言えます。

出典：地域がん登録に基づく独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターが調査

POINT 2 今は仕事をしながら治療を続けることが可能な時代。

仕事をしながらがんや通院している人の数は、現在推計32.5万人。がんは必ずしもすぐに転職しなければならない病気でなくなりました。今後、高齢になっても働く人の割合が増えることに伴い、病気を抱えながら働く労働者の増加も見込まれています。

32.5万人

出典：「平成22年国民生活基礎調査」に基づく推計

POINT 3 患者にとって、仕事は生きがいであります。

がんなどの病気を抱えながらも仕事を続けたい人は、92.5%もいます。その理由は、家庭の生計を維持するためや、治療のためはもちろん、働くことが自身の生きがいであるためなど様々。病気を抱える労働者のためにも、治療を続けながら働ける環境を作ることが必要とされています。

がんなどの患者の就労意向

出典：「治療と職業生活の両立等の支援対策事業 アンケート調査」 2019年9-10月（厚生労働省委託 今月号掲載）

病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続が妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。労働者ががんなどの病気を理由として安易に退職を決めてしまわないように、事業者側にも、日頃から病気に関する理解の促進や、労働者との良好なコミュニケーションが求められています。

両立支援は事業者にとっても重要！

「治療と職業生活の両立支援」は、事業者にとってどんな意義があるのでしょうか。あなたの職場に当てはめて考えてみてください。

POINT 1 20～64歳の働く世代においても、がんと診断される人が増えています。今後、がんはますます働く世代の問題に。

2012年にがんと診断された全ての患者のうち、約9人に1人が20～64歳の働く世代です。

出典：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター

POINT 2 治療と職業生活の両立を支援することは、労働者のみならず事業者にとっても、大きなメリットがあります。

事業者のメリット

- 労働者の「健康確保」の推進
- 継続的な人材の確保
- 労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- 「健康経営」の実現
- 多様な人材の活用による組織や事業の活性化

労働者のメリット

- 治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- 治療を受けながらの仕事の継続
- 安心感やモチベーションの向上
- 収入を得ること
- 働くことによる社会への貢献

POINT 3 がんなどの病気になっても安心して働き続けられる職場をつくるために、治療と職業生活の両立を実現しやすい職場の環境整備が大切です。

- ①事業者による基本方針の表明と労働者への周知
- ②がんなどの病気や、両立支援に関する知識の普及・啓発のための教育
- ③治療への配慮などが円滑に進むような職場風土の醸成
- ④安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- ⑤柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度の検討、導入 など

あなたの職場でも、両立支援に取り組んでみませんか？

両立支援の基本的な進め方

労働者や事業者からの申し出により、両立支援促進員が医療機関と連携し、それぞれのステップに応じた助言・支援を行います。お気軽にご相談ください。

都道府県ごとの産業保健総合支援センターでは、両立支援促進員が治療と職業生活の両立支援を無料でお手伝いします。

- ①事業者や人事労務担当者などからの両立支援に関する相談に応じます。
- ②事業場を訪問し、状況にあった具体的な助言等を行います。また、治療と職業生活の両立への理解を促す教育を実施します。
- ③労働者が治療を受けながら仕事を続けるための、事業場と患者（労働者）間の調整支援をします。また、両立支援プラン作成の助言を行います。
- ④産業保健総合支援センターでは、両立支援を普及促進するため、事業者等に対する啓発セミナーを実施しています。

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」をご活用ください。

厚生労働省では、事業者、人事労務担当者、産業保健スタッフを対象に、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を作成しました。がんなどの病気を抱えながら働きたい労働者に対して、職場はどのような対応をしたらよいか、環境整備や進め方、様式例集等、両立支援に向けて事業者が取り組むべき内容を丁寧に紹介する一冊です。

ホームページからガイドラインをダウンロードできます！
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>
(ページ内検索をご利用ください)

ご相談はお近くの産業保健総合支援センター・治療就労両立支援センターまで

（各センターのページはこちら）
労働者健康安全機構ホームページ <http://www.johas.go.jp/> 労働者健康安全機構 様式集

（電話でのお問い合わせ）
独立行政法人 労働者健康安全機構 産業保健課 Tel. **044-431-8660**

参加費無料厚生労働省委託事業 **労働契約等解説セミナー2018****厚生労働省委託事業 労働契約等解説セミナー「「安心」して「働く」ためのルール」(9月21日)が開催されます。**

雇用される側（労働者）と雇用する側（使用者）をつなぐルールである“労働契約法”について、基本的な事項をわかりやすく解説するセミナーを開催します。

労働契約法・労働基準法で定められていることなど、労働者の皆様が安心して働くために知っておくべき重要なルールや、労働者・使用者それぞれの権利・義務などをわかりやすく解説いたします。

また、無期転換ルール(有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申し込みによって無期労働契約に転換されるルール)については、施行から5年を迎える平成30年4月1日以降、このルールに基づき、多くの有期契約労働者の無期転換申込権が発生していることから、円滑な無期転換を進めるための適切な対応が必要です。このため、無期転換ルールの具体的な導入方法のほか、先行している企業の導入事例を紹介いたします。

さらに、副業・兼業の促進について、現状や促進の方向性、労働者と企業のそれぞれの留意点をわかりやすく解説いたします。

なお、セミナー終了後には相談ブースを設け、労働時間や労働契約等に関する相談、無期転換ルールの導入や申込み方法などに関する相談に応じます。

対象者

どなたでもご参加いただけます(事業主、人事労務担当、労働者など)

開催日時・会場

平成30年9月21日(金) 天文館ビジョンホール6階ホール

時間

【午前の部】9:30～12:00

【午後の部】13:30～16:00

(午前の部、午後の部はどちらも同じ内容のため、ご都合の良い回にご参加ください。各回30分前より受付を開始します。)

【個別相談会】16:00～17:00

(労働時間や労働契約、無期転換ルールに関する相談型を開催します。)

内容

- ① 労働契約法をはじめとした労働関係法令上の基礎
- ② 無期転換ルール
- ③ 副業・兼業の促進

定員100名～250名 **参加費無料** ※先着順、定員に達し次第、締め切らせていただきます**【問い合わせ先】**

労働契約等解説セミナー事務局 ☎03-5913-6085(平日9時～18時) e-mail:working-time@lec-jp.com
株式会社東京リーガルマインド 〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル

【申込み先】

ご興味のある方、参加を希望される方は、株式会社東京リーガルマインドHPよりお申込みください。
専用HP:<http://partner.lec-jp.com/ti/working-time/>

このセミナーは労働者や事業主の方など、どなたでもご参加になれます。
参加費は無料です。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

10月は中小企業退職金共済制度の 「加入促進月間」です！

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい
国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

① 国の制度だから安全・安心!

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんも
ご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等
とのポートビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutalkyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

退職金制度は、働く人々の老後や職・転職時の生活を支えることを通じ、社会全体の安定にも貢献し得る制度ですが、近年、高齢層の貧困問題が社会問題化する中、一段とその存在意義を高めているものと思われれます。

中小企業においては、未だ退職金制度が十分に普及しているとは言い難い状況にあり、退職金制度が確立されることにより優秀な労働力の確保等を通じた中小企業の経営基盤の充実を図る意味においても、※中小企業退職金共済制度の普及をより一層図る必要があると考えられます。

このため、厚生労働省においては、本制度の運営主体である独立行政法人勤労者退職金共済機構と連携して積極的に加入促進対策を実施しているところであり、その一環として、同機構において本年も10月1日から10月31日までの期間を「中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」と定め、集中的な加入促進活動及び制度の履行確保活動を実施することとしています。

※中小企業退職金共済制度(中退共)

中小企業退職金共済法に基づく国の制度であり、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与すること等を目的とされた制度。

厚生労働省委託事業

平成30年度

腰痛予防対策講習会

無料

第三次産業における労働災害が増えています。特に腰痛は第三次産業における職業性疾病の7割を占め、今後も高齢化の進展に伴う社会的役割の拡大が見込まれる看護・介護の現場でもその予防対策が重要な課題となっています。

中央労働災害防止協会では、平成25年6月に改正された「職場における腰痛予防対策指針」の普及促進を図るため、厚生労働省より委託を受け、保健衛生業を対象とした無料の講習会を全国47都道府県で開催します。

今回の講習会では新たな内容として装着型ロボットを用いた好事例や介護福祉機器導入に関する助成金の紹介を行います。実技では昨年度同様に「介護用福祉機器」を用いた実技と腰痛予防体操などの講習を行います。また、腰痛予防対策指針をイラスト等によりわかりやすく解説するなど、これまで腰痛予防対策の取組みがなかった事業場においても取り組めるような内容となっております。従事者の方と共に事業者、施設長等の方のご参加をおすすめします。



内容

各会場にて対象者を分けて同日に講習を行います。装着型ロボット等の情報提供を行い、実際に福祉機器を使用するなど実技時間が多い講習としています。

主な内容(共通)

講義

- 腰痛の発生状況、腰痛の影響要因、対策のための体制づくり
- 作業空間、床面等の作業環境の改善
- 腰痛予防対策チェックリスト、リスクアセスメントの活用
- 腰痛予防対策に関する機器(装着型ロボット等)の紹介

実技1

- 介護用福祉機器を用いて腰部の負担を軽くする作業ポイントの解説
- 介護・看護作業の場面を想定した介護用福祉機器の使い方の体験

実技2

- (腰部の負担を軽くする)作業姿勢、作業動作
- 腰痛予防体操

対 象

1 「医療保健業の看護従事者向け」

対象者 病院・診療所の看護従事者、施設長、管理者等

9:15~ 受付開始

9:45 開 講

12:15 終 了

2 「社会福祉・介護事業の介護従事者向け」(事業者、施設長等も対象としています)

対象者 介護サービス事業所、高齢者施設、障害者施設、保育施設等の介護従事者、事業者、施設長、管理者等

13:15~ 受付開始

13:45 開 講

16:15 終 了

3 「社会福祉・介護事業の事業者向け」

管理事業者として腰痛予防対策推進の必要性(特に福祉機器の整備の必要性)・労働衛生管理について等の講習を行います。※ 実技についての講習は行いません。

対象者 介護サービス事業所、高齢者施設、障害者施設、保育施設等の事業者、施設長、管理者等

16:30~ 受付開始

17:00 開 講

19:00 終 了

※上記③は全国47会場中16会場での開催となります。

他の会場においては、②の講習において事業者向け内容を含めて開催しますので、そちらにご参加ください。

お申込方法

Webからお申込みいただけます

- 1 「中災防（ちゅうさいぼう）+腰痛予防対策講習会」で検索
(http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html)
- 2 「残席確認・オンライン申込み」より申込んでください。
- 3 送信後、メールが返信されますのでご確認ください。



注意事項

- 各会場とも先着順でお申込を受け付け、定員に達し次第締め切りたいいたします。
- 受付完了後、開催2週間前に中災防から受講票を送付します。
- お申込時にご記入いただいた個人情報につきましては、国が行う腰痛予防対策講習会参加後の取組状況を把握するためのアンケートにご協力をいただくことがあります。個人情報は国と中災防が責任をもって管理します。また、中災防の行っているサービスの的確な情報提供のために使用するほか、当協会が行う各種セミナー、出版する図書、コンクールへの応募勸奨、アンケートのご案内、その他公益的な観点から情報の提供等に利用することがあります。個人情報の二次利用に同意されない場合はオンラインの申込フォーム「個人情報の二次利用に同意しない」のチェックボックスにチェックを入れてください。

日程・会場【9月1日受付開始】

【中国四国・九州沖縄】～全国47会場の開催予定など最新情報は、Webでご確認ください～

都道府県	開催日	会場	所在地
鳥取	11月20日(火)	鳥取県労働基準協会	鳥取市若葉台南 1-17
島根	11月8日(木)	島根労働基準協会	松江市学園 1-5-35
岡山*	10月30日(火)	ピュアリティまきび「ちどり」	岡山市北区下石井 2-6-41
広島*	10月25日(木)	広島商工会議所	広島市中区基町 5-44
山口	10月31日(水)	山口県セミナーパーク「社会福祉研修室」	山口市秋穂二島 1062
徳島	1月23日(水)	徳島県労働基準協会連合会	徳島市北佐古一番地 5-12 徳島県JA会館 8階
香川	12月19日(水)	香川労働基準会館	高松市郷東町 436-3
愛媛	11月7日(水)	愛媛県歴史文化博物館	西予市宇和町卯之町 4-11-2
高知	11月30日(金)	高知県立地域職業訓練センター	高知市布師田 3992-4
福岡*	11月30日(金)	福岡建設会館	福岡市博多区博多駅東 3-14-18
佐賀	11月6日(火)	アバンセ	佐賀市天神3丁目 2-11
長崎	12月4日(火)	NBC 別館メディア・スリー	長崎市上町 1-35 NBC別館 3階
熊本*	11月28日(水)	熊本県労働基準協会	熊本市北区貢町 691-1
大分	10月25日(木)	大分県労働基準協会	由布市挾間町三船 415-12
宮崎	11月15日(木)	宮崎県トラック協会総合研修会館 2階	宮崎市恒久 1-7-21
鹿児島	10月24日(水)	オロシティー	鹿児島市卸本町 6-12
沖縄	11月14日(水)	沖縄市産業交流センター	沖縄市泡瀬 1-11-25

*のついた会場では③社会福祉・介護事業の事業者向け講習会(17:00～)も開催します。

お問い合わせ先

中央労働災害防止協会(中災防) 健康快適推進部 企画管理課

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 TEL 03-3452-2517/FAX 03-3453-0730

平成30年10月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分 (鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格	
技 能 講 習	小型移動式クレーン運転	10/9~10/11	9/10~9/14	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚 貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講 習修了者
	不整地運搬車運転	10/9~10/10	9/10~9/14	会員 34,480円 一般 35,480円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械運転（整地等又は解体用）技能講習修了者
	特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者	10/11~10/12	9/10~9/14	会員 12,824円 一般 13,824円	※会場がオロシティーホールとな ります。
	[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	10/15~10/16	9/18~9/21	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講 習修了者
	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	10/17~10/19	9/18~9/21	会員 18,440円 一般 19,440円	
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 10/22~10/26	9/25~9/28	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
【科目免除者】 10/22~10/23		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円		【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者	
玉 掛 け	10/29~10/31	10/1~10/5	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレー ン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
教習	移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	10/15~10/20	9/18~9/21	【全科目者】 会員 89,861円 一般 90,861円 【学科免除者】 79,920円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科 目となっております。)
特別 教育	アーク溶接等	10/22~10/24	9/25~9/28	会員 18,360円 一般 21,600円	
	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	10/29~10/30	10/1~10/5	会員 16,460円 一般 19,700円	

曾於地区での講習会のお知らせ

志布支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL099-472-4877 FAX099-472-4833

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
玉掛 け 技 能 講 習	10/23~10/25	9/18~9/21	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式ク レーン運転士、揚貨装置運転士免許 所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。

◆◆お知らせ◆◆

当協会川内支部のFAX番号が変わりましたのでお知らせ致します。

新FAX番号 0996-41-3936

※電話番号(0996-25-1377)の変更はありません。

前FAX番号 0996-25-1377